（前のページより続き）

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他　二七

最高裁規則

○最高裁判所規則第十二号

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十一条において読み替えて準用する同法附則第四条第一項の最高裁判所規則で定める日を定める規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

最高裁判所

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十一条において読み替えて準用する同法附則第四条第一項の最高裁判所規則で定める日を定める規則

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第十一条において読み替えて準用する同法附則第四条第一項の最高裁判所規則で定める日は、平成二十一年十二月三十一日とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部改正）

2　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。

附則第四条から第十四条までを削り、附則第十五条を附則第三条とし、附則第十六条を附則第四条とする。

附則第十七条第八号中「就職の援助の承認」を「改正法附則第十一条において読み替えて準用する改正法附則第五条第一項の承認（次号において「就職の援助の承認」という。）」に、「営利企業への就職の承認」を「改正法附則第十一条において読み替えて準用する改正法附則第四条第五項の承認（次号において「営利企業への就職の承認」という。）」に改め、同条を附則第五条とする。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第十三号

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律による外国等に対する訴状等及び判決書等の送達に関する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

最高裁判所

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律による外国等に対する訴状等及び判決書等の送達に関する規則

（訴状等の翻訳文の添付・法第二十条）

第一条　外国等（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号。以下「法」という。）第二条に規定する外国等をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、訴状等（法第二十条第一項に規定する訴状等をいう。以下この条において同じ。）の送達をするときは、当該訴状等に当該外国等における公用語（二以上あるときは、そのうちの一）によって作成された翻訳文を添付するものとする。

2　当事者が提出した訴状等に添付すべき翻訳文は、当該訴状等を提出した当事者が提出しなければならない。

（判決書等の翻訳文の添付・法第二十一条）

第二条　前条第一項の規定は、外国等に対して判決書等（法第二十一条第二項に規定する判決書等をいう。）の送達をする場合について準用する。

附　則

この規則は、法の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○総務省令第百二十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十二の二の項、七十三の項及び七十三の二の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

総務大臣　原口　一博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百二十六項を第百二十八項とし、第七十七項から第百二十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七十六項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項を第七十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

78　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための前号の規定により確認した情報の提供

第一条第七十五項の次に次の一項を加える。

76　法別表第一の七十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二　被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附　則

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省令第百二十四号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

総務大臣　原口　一博